

日·EU経済連携協定



背景•意義

- 保護主義的な動きや新興国による市場歪曲的な措置(産業補助金、強制的な技術移転等)
- ➤ WTOドーハ・ラウンド停滞、現代化の必要性(電子商取引、投資、紛争解決、透明性向上等)
- 自由で公正なルールの構築を主導し、貿易自由化を推進する立場から、貿易自由化 の旗手として世界に範を示すべく、本協定を締結(2019年2月発効)。 世界貿易の約1/3を占める世界最大級の自由な先進経済圏が誕生。 (2022年時点で、EUの貿易総額は14.6兆ドル(シェア29.3%)。日本の貿易総額は1.6兆ドル(シェア3.3%))

実施体制

- 原則として年1回、合同委員会(閣僚級)を実施。これまで第1回会合(2019年4月)、第2回会合(2021年2月)、第3回会合(2022年3月)、第4回会合(2023年4月)を開催。
- ▶ 12分野の専門委員会・作業部会を事務レベルで着実に実施。 (注:合同委員会の下に設置され、次の分野について原則として年一回実施。専門委員会:(1)物品の貿易、(2)原産地規則及び税関、(3)衛生植物検疫措置、(4)貿易の技術的障害、(5)サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引、(6)政府調達、(7)知的財産、(8)貿易及び持続可能な開発、(9)規制に関する協力、(10)農業分野における協力、作業部会:(1)ぶどう酒(2)自動車及び部品)

発効後の主要な進捗

(注:英国のEU離脱に伴い、2020年10月に日英EPAに署名、2021年1月発効。)

- ▶ 本協定の発効後、日EU間の貿易は、新型コロナの影響による減少はあったものの、20 21年にはコロナ前の水準にまで回復し、以降も堅調に増加。全体として拡大傾向。
- ▶ 保護の対象となる地理的表示(GI)の追加を計3回実施(2023年には日本側GIをで20件追加)。現在、日本側GIについては全体で131件の地理的表示(GI)を保護。
- ▶ 2024年1月、本協定に「データの自由な流通に関する規定」を含めることに関する改正 議定書に署名。同年5月、同議定書の締結(外交上の公文の交換)。同年7月1日に発効予定。
- ▶ 貿易と持続可能な開発、環境、労働等の実施について市民社会と相互に協力する観点から、日EU双方の政府関係者及び市民社会との間で共同対話を4回実施。



<EU概要>

構成国 27か国 (ベルギー、ブルガリア、チェコ、 デンマーク、ドイツ、エストニイン、 アイルランド、ギリシャ、イタリア、 フランス、ラトビア、リナア、ルクアニア、 ルクセランが、オーストリア、ル タ、オーストルーマニア、 スト、ボル、トガル、ア スト、スウェーデン)

総人口:4億4796万人(2023年)(日本の約3.6倍)

<経緯>

2013年 3月 交渉開始決定 2017年 7月 大枠合意 2017年12月 交渉妥結 2018年 7月 署名 2018年12月 締結(外交上の公文の交換) 2019年 2月 発効

く参考>

■日本のEPA・FTA

これまで24か国・地域と21の経済連携協定(EPA)が発効済・署名済(2023年7月現在)。

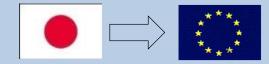
■EUの最近のEPA・FTA

- · 韓国 · 2015年12日発効
- ・カナダ: 2017年9月暫定適用開始
- ・シンガポール:2019年11月発効
- ・ベトナム:2020年8月発効
- •英国:2021年5月発効
- ・ニュージーランド: 2023年7月署名
- ・ケニア: 2023年6月大筋合意

主な内容:物品貿易

日本産品のEU市場へのアクセス

EU側関税撤廃率: 約99% (注1)(注2)



工業製品

- ○100%の関税撤廃。
- 〇乗用車(現行税率10%):8年目に撤廃。
- 〇自動車部品: 9割以上が即時撤廃(ggaa)。
- 〇一般機械、化学工業製品、電気機器:約9割 が即時撤廃(貿易額)。
 - ※一般機械:86.6%、化学工業製品:88.4%、電気機器:91.2%。

農林水産品等

- 〇牛肉、茶、水産物等の輸出重点品目を含め、ほぼ全品目で 関税撤廃(ほとんどが即時撤廃)。
- 〇日本ワインの輸入規制の撤廃(醸造方法の容認、業者による自己証明の導入)。 酒類の全ての関税を即時撤廃。自由な流通が可能。
- 〇農産品・酒類(日本酒等)に係る地理的表示(GI)の保護を確保。



工業製品: 大企業のみならず、メーカーに部品を納入する中小企業にも裨益。

農林水産品: 4億人を超えるEU市場への日本産農林水産物輸出促進に向けた環境を整備。

酒類: 輸出拡大とGI保護によるブランド価値向上。

EU産品の日本市場へのアクセス

日本側関税撤廃率: 約94% (農林水産品:約82%、工業品等:100%) (注1)







工業製品

- 〇化学工業製品、繊維·繊維製品等: 即時撤廃。
- 〇皮革·履物(現行最高税率30%): 11年目又は16年目に撤廃。

農林水産品等

- 〇コメは、関税撤廃・削減等の対象から除外。
- 〇麦·乳製品の国家貿易制度、砂糖の糖価調整制度、豚肉の差額 関税制度は維持。関税割当てやセーフガードを確保。
- 〇ソフト系チーズは関税割当てとし、枠内数量は国産の生産拡大と 両立可能な範囲に留めた。
- 〇牛肉は15年の関税削減期間とセーフガードを確保。

主な内容:サービス貿易・投資、ルール分野

サービス貿易・投資・電子商取引

サービス貿易・投資・電子商取引

- 〇原則全てのサービス貿易・投資分野を自由化。留保する例外措置・分野を列挙(ネガティブ・リスト方式)。
- ○欧州で活動する日系企業のニーズに対応するルールを設定(電気通信サービス、金融規制協力等)。
- ○電子商取引の安全性・信頼性確保のためのルールを整備(電子的な送信に対する関税賦課禁止、ソースコード開示要求の禁止、情報の電子的手段による国境を越える移転の制限の禁止(7月1日より)等)。

21世紀型のハイレベルなルール

国有企業•補助金

- ○国有企業:物品・サービス売買の際の商業的考慮、相手方民間企業に対する無差別待遇の付与を確保。
- 〇補助金:通報義務、協議要請手続、一定の類型の補助金の禁止等を規定。

知的財産

- OWTO・TRIPS協定より高度な規律を規定(営業秘密の保護、著作権の保護期間を著作者の死後70年に延長等)。
- 〇地理的表示(GI)の高いレベルでの相互保護。日本側GIは131件(「神戸ビーフ」、「夕張メロン」、「薩摩」、「日本酒」等)。

規制協力

〇日EU双方の規制当局が、貿易・投資に関する規制措置について、事前公表、意見提出の機会の提供、 事前・事後の評価、グッドプラクティスに関する情報交換等を行う。